

商品概要説明書

J Aマイカーローン

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

商品名	J Aマイカーローン			
ご利用いただける方	<p>○清水農協管内に在住又は在勤の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 6 ヶ月以上の方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>			
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車・バイク（ともに中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に伴う諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。</p> <p>⑤車庫建設のためのご資金（お借入金額は 100 万円以下とします）。</p> <p>⑥他金融機関から借入中の自動車資金の借換資金（残価設定型は除く）。</p>			
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。			
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。			
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>○当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>			
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。			
担保	○不要です。			
保証人	○当 J A が指定する保証機関（静岡県農業信用基金協会または静岡県農協保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。			
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。			
	①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。			
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 保証料率 0.7%（例）】			
	お借入期間	3 年	5 年	7 年
	保証料（円）	11,266 円	19,123 円	27,405 円

	<p>②分割払い</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.7%～1.0%です。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において一部繰上返済をされる場合は、事務手数料（10,800 円、消費税込）、全部繰上返済をされる場合は、事務手数料（32,400 円、消費税込）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までのご返済条件を変更される場合は、条件変更手数料（10,800 円、消費税込）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部（電話：054-367-3206）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J Aバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J Aバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融部または静岡県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aしみず